

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年4月

1. 商標審査基準改正（第12版）

商標審査基準が改正され、2016年4月1日以降の審査に適用されます。これは昭和46年に初版が発行されて以来の大きな改正であり、商標法第3条を中心に修正が行われ、より具体化及び明確化する等の見直しがされています。

例えば第3条第1項第6号に関して「標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定に該当するものとする。」としていたのを「出願商標が、その商品若しくは役務の宣伝広告又は企業理念・経営方針等としてのみならず、造語等としても認識できる場合には、本号に該当しないと判断する。」というように標語の識別性をより具体的に商品若しくは役務との関係をみて判断するとしています。

また第3条第2項（使用による識別性）に関して「登録が認められるのは、出願された商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標及び商品又は役務とが同一の場合のみ」使用による識別性が認められ登録されるとされていたものが、商標の同一性については「出願商標と使用商標とが外観上厳密には一致しない場合であっても、外観上の差異の程度や指定商品又は指定役務における取引の実情を考慮して、商標としての同一性を損なわないものと認められるときは出願商標を使用しているものと認める。」とし、商品または役務の同一性については「指定商品又は指定役務と使用する商品又は役務とが厳密には一致しない場合であっても、取引の実情を考慮して、指定商品又は指定役務と使用する商品又は役務の同一性が損なわれないと認められるときは、指定商品又は指定役務について出願商標を使用しているものと認める。」としています。

2. インドにおける出願包袋の処分

インド特許意匠商標総局の2016年4月4日の告示によると、審査報告書（examination report）通知に30日以内に応答がなかった出願を破棄したとのことです。複数の現地代理人からの報告によると、上記は深刻な滞貨を一掃するために行われ、出願中及び異議申立事件の合計20万件に及ぶ出願包袋が処分されたとのことです。

上記処分対象には通知が行われていないものや通知されても出願人サイドに到達しなかったものが多数含まれているものと思われ、インド特許意匠商標総局に対して苦情が殺到した模様です。この結果誤って処分がされた出願の出願人（及び代理人）は4月30日までに同局に申し立てを行うことができるとしています。

詳細がわかりましたらお知らせします。

上記の内容についてご質問等ありましたらお気軽にお尋ねください。